

<表14> 年度別保護作業場予算 (単位:千 won)

年度	年度別合計	国費	地方費	自負担
1988	5,794,944	2,416,332 41.7%	2,522,500 43.5%	856,112 14.8%
1989	4,863,341	1,393,404 28.7%	1,689,482 34.7%	1,780,455 36.6%
1990	5,625,228	2,498,276 44.4%	1,430,136 25.4%	1,696,816 30.2%
1991	2,861,124	706,626 24.7%	876,450 30.6%	1,278,048 44.7%

(出所: 重症障害人保護雇用活性化方案に関する研究、韓国障害人再活協会、1992)

の比率は、建築及び装備購入費75.4%に比べると、24.6%に過ぎない³⁰⁾。

これをみると、だんだん国費を減らして、自己負担を増やしている国の意図がみられる。これは、一定率の運営費の補助を通して速やかに保護作業場の自立運営を誘導させるための政府の方針とみられる。他の国の政府や地方自治体の公的支援の比重が増加している傾向とは反対である。

そして、1992年からはさらに大幅に減少され、1ヶ所の作業場でわずか35万 won の支援が実施されている。これをみると、他の国の政府や地方自治体の公的支援の比重が増加している傾向とは明らかに逆行するものである。

<表12><表13>が示しているように年間総売出額は、5000万 won 未満の場合が最も多い。自家生産の場合、1000~5000万 won 未満が46.3%で過半数を占めている。下請の場合は、1000万 won 未満が最も多く41.9%である。自家生産と下請生産両方5000万 won 以上は、わずかである。

V. 結論

日本の小規模作業所は、ほとんど重度障害者を対象としている。小規模作業所は、多面的サービスを通して作業や日常生活の質的向上をはかり、障害を持つ者とそうではない者と共に生き、働く場としての役割を果たしている。それに比べて韓国の保護作業所は、様々な問題で本来の役割を果たすことができない。

韓国の保護作業場が抱えている問題として、運営組織の問題、作業の内容の問題、財政上の問題、賃金の問題、対象障害者の問題をとりあげて、検討したい。

1) 運営組織の問題

韓国の保護作業場は、今まで、一般雇用が困難な重度障害者のための就労場として、または、訓練の場として役割をしてきた。しかし、日本は、地域社会の中で住民との交流の場として、社会参加の足掛かり、生活支援の役割も大事にしている。

そして、韓国の保護作業場は法人のみ運営することができるが、日本は法人の運営だけではなく無認可施設である小規模作業所も運営されている。もちろん、小規模作業所は国の政策不備により現れたのが現状である。しかし、とりわけ日本の小規模作業所について注目したいことは、障害者当事者の活躍で小規模作業所が制度として認められていることである。そして、障害者の自主生活かつ社会参加を実現するひとつの場になったことである。

ところが、韓国は、今も雇用の場として認識しており、非障害者が中心になっている。法律的にも規制や制限が多い。だから、作業所に対する認識の変化、障害者と非障害者が協働できる環境づくり、法律的設置条件の緩和、運営における支援の強化が必要である。また、重度障害者の保護雇用の管理および運営は2元化されている。今ま

30) 韓国障害人再活協会、前出、127頁。